

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表13号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年2月20日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

2. 監査年月日

平成 29 年 1 月 25 日（水）

3. 監査対象の課等

産業環境部環境課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から 11 月 30 日）

監査実施期間：平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 1 月 25 日（1 月 17 日予備監査）

監査範囲：平成 28 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行

監査重点事項及び行政監査項目は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による

事務方法：監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、関係所帳簿、証書等書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 所掌事務の概要

環境施策の企画及び総合調整、省エネルギー及び再生エネルギーの利用推進、環境美化の推進、不法投棄等防止に関する事務、畜犬登録及び狂犬病予防事務、公害防止対策、一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理広域化に関する事務、廃棄物施策の企画及び調整に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 28 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行、平成 28 年度行政監査項目について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

7. 意見・要望

- ・リサイクルセンター建設工事、再生エネルギー事業、ごみ処理広域化事業について、今後も着実に事業を進められたい。
- ・ひいては、費用負担減にもつながるごみの分別方法等町民への周知に際しては、わかりやすい資料作りにより一層の工夫に努められたい。